

議第43号

山形県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について

山形県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定する。

山形県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、県職員（法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。）又は市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員のうち法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）である者（以下「職員等」という。）の給与及び費用弁償並びに法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員のうち会計年度任用職員である者の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 職員等のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬及び期末手当を支給する。

2 前項の報酬には、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額を含むものとする。

第3条 職員等のうち法第22条の2第1項第2号に掲げる職員については、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当を支給する。

第4条 前2条に掲げる給与については、予算の範囲内で支給するものとし、その額、支給方法等に関し必要な事項は、一般職の常勤の職員の給与との権衡を考慮し、任命権者が別に定める。

第5条 職員等には、他の条例に別段の定めがない限り、第2条及び第3条に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(費用弁償)

第6条 職員等のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対しては、通勤に係る費用及び職務のための旅行に係る費用を弁償する。

第7条 前条に規定する費用弁償の額、支給方法等に関し必要な事項は、一般職の常勤の職員の通勤手当及び旅費との権衡を考慮し、任命権者が別に定める。

(単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与)

第8条 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員のうち会計年度任用職員である者の給与の種類及び基準は、職員等についてこの条例に定める給与の種類及び基準による。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。

(山形県職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第26条及び」を削る。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

別表第1の備考ただし書を削る。

別表第3の備考ただし書中「、教育職員及び第26条に規定する者」を「及び教育職員」に改める。

別表第4教育職給料表(1)の項の表の備考第1号ただし書を削り、同別表教育職給料表(2)の項の表の備考第1号ただし書を削る。

(山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「のうち」を「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち」に改める。

第8条中「が職務」を「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務」に改める。

第27条の表中「、第15条第2項」を「並びに第15条第2項」に改め、「並びに第26条第1項」を削る。

提 案 理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため提案するものである。

議第44号

山形県職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

山形県職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員定数条例の一部を改正する条例

山形県職員定数条例（昭和24年8月県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「2箇月以内の期間を定めて雇傭される」を「臨時の職の」に改める。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

提 案 理 由

臨時の職の者を定数外の職員とするため提案するものである。

議第45号

職員の懲戒に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

職員の懲戒に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

職員の懲戒に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第1条 職員の懲戒に関する条例(昭和26年10月県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第5条中「、給料及び教職調整額」を「給料及び教職調整額、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては報酬(初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額を除く。)」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の懲戒に関する条例(昭和31年9月県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第5条中「、給料及び教職調整額」を「給料及び教職調整額、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては報酬(特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額を除く。)」に改める。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、懲戒処分としての減給の対象に会計年度任用職員の報酬を加えるため提案するものである。

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例

山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「で、その勤務形態が職員に準ずるものは、規則で定めるところにより、職員とみなして、この条例の規定を適用する」を「であつて、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第8条第4項を次のように改める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

(2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第8条第5項中「在職期間について」を「在職期間（第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含む。）について」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日を含む月以前における常時勤務に服することを要する者以外の者としての勤続期間は、改正後の山形県職員等に対する退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第2条第2項に規定する引き続いて勤務した期間に含まないものとする。

3 新条例第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至つた場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する山形県職員等に対する退職手当支給条例第3条及び第7条の5の規定による退職手当の額は、同条例第3条から第6条の3まで及び第7条から第7条の5までの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

4 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する新条例第8条第4項の規定の適用については、同項中「12月」とあるのは、「6月」とする。

提 案 理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の退職手当の支給要件等を定めるため提案するものである。

議第47号

山形県部設置条例の一部を改正する条例の制定について

山形県部設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県部設置条例の一部を改正する条例

山形県部設置条例（昭和34年3月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同条第7号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、同号を同条第8号とし、同条第6号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 貿易に関する事項

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号イ中「環境の保全及び環境衛生」を「生活環境の保全」に改め、同号ハ中「防災、消費者の利益の擁護及び増進その他県民生活の安全」を「環境衛生」に改め、同号に次のように加える。

ニ 自然環境に関する事項

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 防災くらし安心部

イ 防災、危機管理及び消防救急に関する事項

ロ 消費者の利益の擁護及び増進に関する事項

ハ 生活衛生その他県民生活の安全に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(山形県防災会議条例の一部改正)

2 山形県防災会議条例（昭和37年10月県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第6条中「環境エネルギー部」を「防災くらし安心部」に改める。

(山形県災害対策本部条例の一部改正)

3 山形県災害対策本部条例（昭和37年10月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条中「環境エネルギー部」を「防災くらし安心部」に改める。

(山形県公衆浴場入浴料金審議会条例の一部改正)

4 山形県公衆浴場入浴料金審議会条例（昭和40年4月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条中「環境エネルギー部」を「防災くらし安心部」に改める。

(山形県交通安全対策会議条例の一部改正)

5 山形県交通安全対策会議条例（昭和45年10月県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条中「環境エネルギー部」を「防災くらし安心部」に改める。

(山形県石油コンビナート等防災本部条例の一部改正)

6 山形県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年10月県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条中「環境エネルギー部」を「防災くらし安心部」に改める。

(山形県生活衛生適正化審議会条例の一部改正)

7 山形県生活衛生適正化審議会条例（平成12年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中「環境エネルギー部」を「防災くらし安心部」に改める。

(山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部条例の一部改正)

- 8 山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部条例(平成16年12月県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第6条中「環境エネルギー部」を「防災くらし安心部」に改める。

(山形県国民保護協議会条例の一部改正)

- 9 山形県国民保護協議会条例(平成16年12月県条例第60号)の一部を次のように改正する。

第8条中「環境エネルギー部」を「防災くらし安心部」に改める。

(山形県消費生活条例の一部改正)

- 10 山形県消費生活条例(平成18年3月県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第44条中「環境エネルギー部」を「防災くらし安心部」に改める。

(山形県傷病者搬送・受入実施基準協議会条例の一部改正)

- 11 山形県傷病者搬送・受入実施基準協議会条例(平成21年10月県条例第66号)の一部を次のように改正する。

第6条中「環境エネルギー部」を「防災くらし安心部」に改める。

(山形県新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正)

- 12 山形県新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年3月県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条中「環境エネルギー部」を「防災くらし安心部」に改める。

提 案 理 由

県行政組織の機能を強化し、行政の効率的運営を図るため提案するものである。

議第48号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項の表第4号中「高速自動車国道においてイ」を「高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）においてイ」に、「高速自動車国道においてハ」を「高速道路においてハ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

警察職員が国家公安委員会が指定する自動車専用道路において交通捜査作業に従事した場合に、高速自動車国道において当該作業に従事した場合と同額の特殊勤務手当を支給するため提案するものである。

議第49号

山形県語学指導等に従事する外国人の給料及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県語学指導等に従事する外国人の給料及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県語学指導等に従事する外国人の給料及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例

山形県語学指導等に従事する外国人の給料及び旅費の支給に関する条例（昭和62年7月県条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県語学指導等に従事する外国人の報酬及び費用弁償の支給に関する条例

第1条中「県の特別職の」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる」に、「給料及び旅費」を「報酬及び費用弁償」に改める。

第2条の見出しを「（報酬月額）」に改め、同条中「給料」を「報酬」に改める。

第3条の見出し中「旅費」を「費用弁償」に改め、同条第1項中「旅費」を「費用弁償額」に改め、同項第1号及び第2号中「職員」を「常勤の職員」に改め、同条第2項中「旅費に」を「費用弁償に」に、「を旅費」を「を費用弁償」に改める。

第4条の見出し中「給料等」を「報酬等」に改め、同条中「給料及び旅費」を「報酬及び費用弁償」に、「職員」を「常勤の職員」に改める。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第50号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例等の一部を改正する条例

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正)

第1条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例(昭和63年3月県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例(平成13年12月県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第51号

山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年7月県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「職員を」を「職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を」に改める。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地方公務員法の一部改正に伴い、任命権者が知事に対して報告する人事行政の運営の状況に係る職員の範囲を拡大するため提案するものである。

議第52号

山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年12月県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提 案 理 由

学校教育法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第53号

山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同項第228号の2の7中「7,000円」を「8,800円」に改め、同項第228号の3中「47,500円」を「69,500円」に改め、同項

第228号の7中「32,000円」を「36,000円」に改め、同項第228号の10の表中

32,000円
35,000円
23,000円
12,000円

を

36,000円
40,000円
25,000円
15,000円

に改め、同項第228号の11中「23,000円」を「25,000円」に、「12,000円」を

「15,000円」に改め、同項第228号の12中「700円」を「1,800円」に改め、同項第232号の3中「19,500円」を「24,500円」に改め、同項第262号の表中「1,300円」を「1,350円」に、

「ひょう量が250キログラム以下のもの」 1,700円 を

「ひょう量が250キログラム以下のもの」 1,750円 に、「2,100円」を「2,150円」

に、「2,400円」を「2,500円」に、

「ひょう量が10キログラム以下のもの」 100円 を

「ひょう量が10キログラム以下のもの」 110円 に、「350円」を「360円」に、

「530円」を「540円」に、「910円」を「930円」に、

ひょう量が1トン以下のもの	1,600円	を
---------------	--------	---

ひょう量が1トン以下のもの	1,650円	に、「2,500円」を「2,550円」
---------------	--------	---------------------

に、「6,200円」を「6,300円」に、「7,900円」を「8,100円」に、「11,600円」を「11,900円」に、「14,400円」を「14,800円」に、「19,200円」を「19,800円」に、「21,700円」を「22,400円」に、「38,500円」を「39,600円」に、

質量が20キログラムを超えるもの	300円	を
ロ 温度計 抵抗体温計	100円	

質量が20キログラムを超えるもの	310円	に、
ロ 温度計 抵抗体温計	110円	

a 使用最大流量が1リットル毎分以下のもの	600円	を
b 表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの（aに掲げるものを除く。）	1,600円	

a 使用最大流量が1リットル毎分以下のもの	620円	に、「2,650円」を「2,700円」
b 表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの（aに掲げるものを除く。）	1,650円	

に、「3,450円」を「3,550円」に、「6,500円」を「6,600円」に改め、同項第263号中「710円」を「730円」に改め、同項第264号の表中

ひょう量が500キログラム以下のもの	2,200円	を
--------------------	--------	---

ひょう量が500キログラム以下のもの	2,300円	に、「250円」を「300円」に、
--------------------	--------	-------------------

「1,500円」を「1,600円」に、「3,700円」を「3,800円」に、「7,000円」を「7,100円」に、「10,900円」を「11,000円」に、「15,400円」を「15,600円」に、「19,400円」を「19,600円」に、「22,000円」を「22,200円」に、「30,400円」を「31,100円」に、「52,200円」を「52,700円」に改め、同項第266号の表中「13,600円」を「13,900円」に、「10,700円」を「10,800円」

に、「3,250円」を「3,300円」に、「8,000円」を「8,100円」に、「650円」を「700円」に、「790円」を「800円」に、「8,900円」を「9,000円」に、「490円」を「500円」に、「660円」を「700円」に、「7,200円」を「7,300円」に、「4,300円」を「4,400円」に、「13,800円」を「14,100円」に改め、同項第307号の表中

ロ ブルセラ病検査	1頭につき310円	を
-----------	-----------	---

ロ ブルセラ病検査	1頭につき320円	に、
-----------	-----------	----

「450円」を「570円」に、「1,200円」を「1,240円」に改め、同項第308号中「670円」を「720

1頭につき750円	を
1頭につき750円	
1頭につき860円	

円」に改め、同項第309号の表中

1頭につき800円	に、「640円、」を「650円、」に改め、同項第349号
1頭につき770円	
1頭につき890円	

中「第86条の8第1項」を「第86条の8第1項若しくは第87条の2第1項」に、「同条第3項」を「同法第86条の8第3項（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第349号の2中「第86条の8第1項」を「第86条の8第1項若しくは第87条の2第1項」に、「同条第3項」を「同法第86条の8第3項（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同号の表の備考第3号中「の修繕又は」を「の修繕若しくは」に、「ををする」を「又はその用途の変更をする」に、「又は模様替」を「模様替又は用途の変更」に改め、同備考第4号中「又は」を「若しくは」に、「ををする」を「又はその用途の変更をする」に改め、同項第350号、第353号及び第355号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項第361号中「180,000円」を「180,000円（建築基準法第48条第16項第1号の規定に該当する場合にあっては120,000円、同項第2号の規定に該当する場合にあっては140,000円）」に改め、同項第364号中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同項第384号の2中「の規定」を「又は第87条の2第1項の規定」に改め、同号の表の備考第2号中「の修繕又は」を「の修繕若しくは」に、「ををする」を「又はその用途の変更をする」に、「又は模様替」を「模様替又は用途の変更」に改め、同項第384号の3中「の規定」を「（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同号の表の備考中「修繕又は」を「修繕、」に、「模様替」を「模様替又は用途の変更」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(384)の3の2 建築基準法第87条の3第5項の規定	興行場等の使用許可申	興行場等の使用期
に基づく興行場等の使用の許可の申請に対する審	請手数料	間が1月以内の場
査		合にあっては
		55,000円、興行場

等の使用期間が1月を超え3月以内の場合にあつては80,000円、興行場等の使用期間が3月を超える場合にあつては120,000円

(384)の3の3 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可の申請に対する審査 特別興行場等の使用許可申請手数料 160,000円

第2条第1項第384号の4中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項第423号の15の次に次の2号を加える。

(423)の16 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第10条第1項の規定に基づく土地権利等の取得の裁定の申請又は同法第19条第1項の規定に基づく土地等使用権の存続期間の延長の裁定の申請に対する審査 土地権利等の取得等の裁定申請手数料 次の表の左欄に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
損失の補償金の見積額が10万円以下の場合	27,000円
損失の補償金の見積額が10万円を超え100万円以下の場合	27,000円に損失の補償金の見積額の10万円を超える部分が5万円に達するごとに2,700円を加えた金額
損失の補償金の見積額が100万円を超え500万円以下の場合	75,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が10万円に達するごとに3,400円を加えた金額
損失の補償金の見積額が500万円を超え2,000万円以下の場合	211,600円に損失の補償金の見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加えた金額
損失の補償金の見積額が2,000万円を超え1億円以下の場合	264,100円に損失の補償金の見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに4,800円を加えた金額
損失の補償金の見積額が1億円を超える場合	360,100円

(423)の17 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第27条第1項又は同法第37条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用 特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料 前号の表の左欄に掲げる損失の補償金の見積額の区分

用の裁定の申請に対する審査

に応じ、それぞれ
当該手数料の金額
と同一の金額

第2条第1項第431号の2の表ロからニまでの項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第1項第456号及び第458号中「2,200円」を「2,300円」に改め、同項第459号及び第460号中「500円」を「600円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第1項第423号の15の次に2号を加える改正規定 平成31年6月1日
- (2) 第2条第1項第1号及び第431号の2の表ロからニまでの項の改正規定 平成31年7月1日
- (3) 第2条第1項第262号の表、第263号、第264号の表及び第266号の表の改正規定、同項第307号の表の改正規定（「450円」を「570円」に改める部分を除く。）並びに同項第456号の改正規定 平成31年10月1日
- (4) 第2条第1項第458号から第460号までの改正規定 平成32年1月6日
- (5) 第2条第1項第349号、第349号の2、第350号、第353号、第355号、第361号、第364号、第384号の2及び第384号の3の改正規定、同号の次に2号を加える改正規定並びに同項第384号の4の改正規定 規則で定める日

提 案 理 由

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定の申請をする者等から手数料を徴収するとともに、介護支援専門員実務研修受講試験手数料等の額の適正化を図る等のため提案するものである。

山形県公文書等の管理に関する条例の設定について

山形県公文書等の管理に関する条例を次のように制定する。

山形県公文書等の管理に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 公文書の管理
 - 第1節 文書の作成（第4条）
 - 第2節 公文書の整理等（第5条－第10条）
- 第3章 法人文書の管理（第11条－第13条）
- 第4章 特定歴史公文書の保存、利用等（第14条－第29条）
- 第5章 山形県公文書等管理委員会（第30条－第38条）
- 第6章 雑則（第39条－第41条）
- 第7章 罰則（第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県及び地方独立行政法人の諸活動及び歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書等の適正な管理、歴史公文書の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び地方独立行政法人の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、企業管理者及び病院事業管理者をいう。

2 この条例（第21条第1項を除く。）において「地方独立行政法人」とは、県が設立団体である地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

3 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び写真その他情報が記録された規則で定める記録媒体を含む。第22条を除き、以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 官報、県公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 特定歴史公文書

(3) 山形県立図書館、山形県立博物館その他の規則で定める施設において、規則で定めるところにより、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの（前2号に掲げるものを除く。）

4 この条例において「法人文書」とは、地方独立行政法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、当該地方独立行政法人の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当

該地方独立行政法人が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、県公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - (2) 特定歴史公文書
 - (3) 規則で定める施設において、規則で定めるところにより、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの（前2号に掲げるものを除く。）
- 5 この条例において「歴史公文書」とは、公文書及び法人文書のうち、歴史資料として重要な文書として、規則で定める基準に適合するものをいう。
- 6 この条例において「特定歴史公文書」とは、歴史公文書のうち、次に掲げるものをいう。
- (1) 第8条第1項の規定により知事に移管されたもの
 - (2) 第11条第4項の規定により知事に移管されたもの
- 7 この条例において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 公文書
 - (2) 法人文書
 - (3) 特定歴史公文書
(他の法令との関係)

第3条 公文書等の管理については、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 公文書の管理

第1節 文書の作成

第4条 実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他第10条第1項に規定する文書管理規程で定める事項について、文書を作成しなければならない。

- (1) 条例の制定又は改廃及びその経緯
- (2) 行政運営若しくは政策の基本的な事項を定める方針又は計画の策定又は改正
- (3) 複数の実施機関による申合せ又は他の実施機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯
- (4) 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯
- (5) 職員の人事に関する事項

第2節 公文書の整理等

(整理)

第5条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、規則で定めるところにより、当該公文書について系統的に分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

- 2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「公文書ファイル」という。）にまとめなければならない。
- 3 前項の場合において、実施機関は、規則で定めるところにより、当該公文書ファイルについて系統的に分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、規則で定めるところにより、延長することができる。
- 5 実施機関は、公文書ファイル及び単独で管理している公文書（以下「公文書ファイル等」とい

う。)について、保存期間(延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。)の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書に該当するものにあつては知事への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(保存)

第6条 実施機関は、公文書ファイル等について、当該公文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該公文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

(公文書ファイル管理簿)

第7条 実施機関は、公文書ファイル等の管理を適切に行うため、規則で定めるところにより、公文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項(山形県情報公開条例(平成9年12月県条例第58号。以下「情報公開条例」という。)第6条に規定する不開示情報に該当するものを除く。)を帳簿(以下「公文書ファイル管理簿」という。)に記載しなければならない。ただし、規則で定める期間未満の保存期間が設定された公文書ファイル等については、この限りでない。

2 実施機関は、公文書ファイル管理簿について、規則で定めるところにより、当該実施機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

(移管又は廃棄)

第8条 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、知事に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により、保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、第2条第5項の基準に適合するか否かについて山形県公文書等管理委員会(第30条に規定する山形県公文書等管理委員会をいう。第24条において同じ。)の意見を聴かなければならない。

3 実施機関は、前項の意見を踏まえ、公文書ファイル等を廃棄する場合には、あらかじめ、知事に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、知事の同意が得られないときは、当該実施機関は、当該公文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により知事に移管する公文書ファイル等について、第15条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして知事が利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の報告等)

第9条 実施機関は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

3 知事は、第1項に定めるもののほか、公文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、実施機関に対し、公文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

(文書管理規程)

第10条 実施機関は、公文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、文書管理規程(公文書の管理に関する定めをいう。以下同じ。)を設けなければな

らない。

- 2 文書管理規程には、公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 作成に関する事項
 - (2) 整理に関する事項
 - (3) 保存に関する事項
 - (4) 公文書ファイル管理簿に関する事項
 - (5) 移管又は廃棄に関する事項
 - (6) 管理状況の報告に関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項
- 3 実施機関は、文書管理規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第3章 法人文書の管理

(法人文書の管理に関する原則)

第11条 地方独立行政法人は、第4条から第6条までの規定に準じて、法人文書を適正に管理しなければならない。

- 2 地方独立行政法人は、法人文書ファイル等（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物にまとめたもの並びに単独で管理している法人文書をいう。以下同じ。）の管理を適切に行うため、法人文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（情報公開条例第6条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「法人文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、地方独立行政法人が定める期間未満の保存期間が設定された法人文書ファイル等については、この限りでない。
- 3 地方独立行政法人は、法人文書ファイル管理簿について、当該地方独立行政法人の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 4 地方独立行政法人は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、歴史公文書に該当するものにあつては知事に移管し、それ以外のものにあつては廃棄しなければならない。
- 5 地方独立行政法人は、前項の規定により知事に移管する法人文書ファイル等について、第15条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして知事が利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の報告等)

第12条 地方独立行政法人は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(法人文書管理規程)

第13条 地方独立行政法人は、法人文書の管理が前2条の規定に基づき適正に行われることを確保するため、第10条第2項の規定を参酌して、法人文書管理規程（法人文書の管理に関する定めをいう。以下同じ。）を設けなければならない。

- 2 地方独立行政法人は、法人文書管理規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第4章 特定歴史公文書の保存、利用等

(特定歴史公文書の保存等)

第14条 知事は、特定歴史公文書について、第27条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永

久に保存しなければならない。

- 2 知事は、特定歴史公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。
- 3 知事は、特定歴史公文書に個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書の分類、名称、移管をした実施機関又は地方独立行政法人の名称、移管を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、これを公表しなければならない。

（特定歴史公文書の利用請求及びその取扱い）

第15条 知事は、保存している特定歴史公文書について前条第4項の目録の記載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

(1) 当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 情報公開条例第6条第1項第1号に掲げる情報

ロ 情報公開条例第6条第1項第2号に掲げる情報

ハ 情報公開条例第6条第1項第3号又は第6号イ若しくはホに掲げる情報

ニ 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書を移管した実施機関が認めるに足りる相当の理由がある情報

(2) 当該特定歴史公文書の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書を保存する知事が当該原本を現に使用している場合

2 知事は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書が同項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書が公文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書に第8条第4項又は第11条第5項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 知事は、第1項第1号に掲げる場合であっても、同号イからニまでに掲げる情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をしたもの（以下「利用請求者」という。）に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（本人情報の取扱い）

第16条 知事は、前条第1項第1号ロの規定にかかわらず、同号ロに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書について利用請求があつた場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があつたときは、本人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書につき同号ロに掲げる情報（本人に関する個人情報に限る。）が記録されている部分についても、利用させなければならない。

（利用請求の方法）

第17条 利用請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 第14条第4項の目録に記載された当該利用請求に係る特定歴史公文書の名称

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 知事は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するものとする。

(利用請求に対する決定等)

第18条 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び特定歴史公文書の利用に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限)

第19条 前条各項の決定（以下「利用決定等」という。）は、請求書が提出された日から起算して30日以内にななければならない。ただし、第17条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、遅滞なく、その旨、同項の期間内に利用決定等を行うことができない理由及び延長する期間を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限の特例)

第20条 利用請求に係る特定歴史公文書が著しく大量であるため、当該請求書が提出された日から起算して60日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務又は事業の実施に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、知事は、利用請求に係る特定歴史公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書については、相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、知事は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの特定歴史公文書について利用決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 利用請求に係る特定歴史公文書に県、国、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第2項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び利用請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、知事は、当該特定歴史公文書を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が情報公開条例第6条第1項第2号ハ又は第3号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 知事は、特定歴史公文書であつて第15条第1項第1号ニに該当するものとして第8条第4項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める

事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

- 4 知事は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、知事は、その決定後直ちに、当該意見書（第24条第3項第2号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（利用の方法）

第22条 知事が特定歴史公文書を利用させる場合には、文書、図画及び写真については閲覧又は写しの交付の方法により、第2条第3項に規定する規則で定める記録媒体についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書を利用させる場合にあっては、当該特定歴史公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

（費用負担）

第23条 前条の規定により写しの交付又は同条に規定する規則で定める方法により特定歴史公文書を利用するものは、当該写しの作成及び送付又はこれらに準ずるものとして規則で定めるものに要する費用を負担しなければならない。

（審査請求及び山形県公文書等管理委員会への諮問）

第24条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服があるものは、知事に対し、審査請求をすることができる。

- 2 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

- 3 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、山形県公文書等管理委員会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

（利用の促進）

第25条 知事は、特定歴史公文書（第15条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（移管元実施機関等による利用の特例）

第26条 特定歴史公文書を移管した実施機関又は地方独立行政法人が知事に対してそれぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書について利用請求をした場合には、第15条第1項第1号の規定は、適用しない。

（特定歴史公文書の廃棄）

第27条 知事は、特定歴史公文書として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

（保存及び利用の状況の公表）

第28条 知事は、特定歴史公文書の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

（特定歴史公文書の保存等に関する定め）

第29条 知事は、特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄が第14条から第23条まで及び第25条から前

条までの規定に基づき適切に行われることを確保するため、特定歴史公文書に係る次に掲げる事項に関する定めを設け、これを公表しなければならない。

- (1) 保存に関する事項
- (2) 第23条に規定する費用負担その他一般の利用に関する事項
- (3) 特定歴史公文書を移管した実施機関又は地方独立行政法人による当該特定歴史公文書の利用に関する事項
- (4) 廃棄に関する事項
- (5) 保存及び利用の状況の公表に関する事項

第5章 山形県公文書等管理委員会

(設置)

第30条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議させるため、山形県公文書等管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第31条 委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第32条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることを妨げない。
- 4 委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長)

第33条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第34条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第35条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(委員会への諮問)

第37条 実施機関及び地方独立行政法人は、文書管理規程及び法人文書管理規程の制定又は改廃の立案をしようとするときには、委員会に諮問しなければならない。

- 2 知事は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。
 - (1) この条例に基づく規則及び第29条に規定する定め of 制定又は改廃の立案をしようとするとき。
 - (2) 第27条の規定による廃棄をしようとするとき。

(資料の提出等の求め)

第38条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、実施機関若しくは

地方独立行政法人又は知事に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第6章 雑則

(訴訟に関する書類等の取扱い)

第39条 次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める規定は、適用しない。

- (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第3項に規定する訴訟に関する書類（次項において「訴訟書類」という。） 第2章の規定
- (2) 刑事訴訟法第53条の2第4項に規定する押収物 この条例の規定
- 2 実施機関は、知事と協議して定めるところにより、当該実施機関が保有する訴訟書類で歴史資料として重要なもの（以下この条において「歴史的訴訟書類」という。）の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、前項の協議による定めに基づき、歴史的訴訟書類について、知事において保存する必要があると認める場合には、当該歴史的訴訟書類を保有する実施機関との合意により、その移管を受けることができる。
- 4 前項の規定により知事に移管された歴史的訴訟書類については、特定歴史公文書とみなして、第4章の規定を適用する。ただし、同項の規定による実施機関との合意において利用の制限を行うこととされている歴史的訴訟書類について利用の請求があったときは、第15条の規定にかかわらず、知事は、利用を制限するものとする。

(職員に対する研修)

第40条 実施機関及び地方独立行政法人は、それぞれ、当該実施機関又は当該地方独立行政法人の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

- 2 知事は、実施機関及び地方独立行政法人の職員に対し、歴史公文書の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(組織の見直しに伴う公文書等の適正な管理のための措置)

第41条 実施機関は、当該実施機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する公文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人について民営化等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する法人文書について、民営化等の組織の見直しの後においてこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

第7章 罰則

第42条 第32条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、第5章の規定（第37条第2項第2号の規定を除く。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の規定による規則その他の規程の制定のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した文書について適用する。
- 4 実施機関は、この条例の施行の際自ら定めた基準により保存期間を定めて保存している簿冊等

(能率的な事務又は事業の処理及び文書の適切な保存に資するようまとめられた相互に密接な関連を有する文書の集合物又は単独で管理することが適当であると認められた文書をいう。以下同じ。)で当該保存期間を満了してなお保存しているものについては、第8条の規定の例により、知事に移管し、又は廃棄するよう努めるものとする。

- 5 実施機関は、この条例の施行の際自ら定めた基準により保存期間を定めて保存している簿冊等で当該保存期間を満了していないものについては、当該保存期間を第5条第1項又は第3項の規定により定めた保存期間とみなして、同条第4項及び第8条の規定の例により取り扱うよう努めるものとする。
- 6 地方独立行政法人が、この条例の施行の際現に保存している文書であつて、歴史公文書に相当するものがある場合は、第11条第4項の規定の例により、知事に移管することができる。
- 7 この条例の施行の際現に知事が歴史公文書に相当するものとして特別の管理をしているもの及び附則第4項から前項までの規定により知事に移管した文書については、特定歴史公文書とみなす。
- 8 知事は、公文書館法(昭和62年法律第115号)第4条に規定する公文書館が設置されるまでの間、特定歴史公文書を保存し、及び一般の利用に供すること等の業務を行うための施設(以下「公文書センター」という。)を設けるものとする。
- 9 公文書センターの設置及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。
(山形県情報公開条例の一部改正)
- 10 情報公開条例の一部を次のように改正する。
第2条第3号イ及びロを次のように改める。
イ 官報、県公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
ロ 山形県公文書等の管理に関する条例(平成31年3月県条例第 号)第2条第6項に規定する特定歴史公文書
第2条第3号に次のように加える。
ハ 山形県立図書館、山形県立博物館その他の規則で定める施設において、規則で定めるところにより、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの(イ及びロに掲げるものを除く。)
- (山形県個人情報保護条例の一部改正)
- 11 山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)の一部を次のように改正する。
第2条第5号イ及びロを次のように改める。
イ 官報、県公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
ロ 山形県公文書等の管理に関する条例(平成31年3月県条例第 号)第2条第6項に規定する特定歴史公文書
第2条第5号に次のように加える。
ハ 山形県立図書館、山形県立博物館その他の規則で定める施設において、規則で定めるところにより、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの(イ及びロに掲げるものを除く。)

提 案 理 由

公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書等の適正な管理、歴史公文書の適切な保存及び利用等を図るため提案するものである。

山形県情報公開条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県情報公開条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県情報公開条例等の一部を改正する条例

(山形県情報公開条例の一部改正)

第1条 山形県情報公開条例(平成9年12月県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号中「又は県が設立団体である」を「、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び」に、「内部の」を「内部又は相互間における」に、「が不当に阻害され、」を「若しくは」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示をすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第6条第1項第7号を削る。

第10条第1項第1号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(山形県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第6号中「又は県が設立団体である」を「、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び」に、「内部の」を「内部又は相互間における」に、「交換又は」を「交換若しくは」に、「損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に支障」を「損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第12条第1項第8号を削る。

第16条第1項第1号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中山形県情報公開条例第10条第1項第1号の改正規定及び第2条中山形県個人情報保護条例第16条第1項第1号の改正規定は、平成31年7月1日から施行する。

提 案 理 由

不開示情報の対象となる情報を明確にする等のため提案するものである。

議第56号

行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について

行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

行政不服審査法施行条例（平成27年12月県条例第56号）の一部を次のように改正する。
第12条第2項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

提 案 理 由

工業標準化法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第57号

議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「1.08」を「1.1」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の行政財産の使用の期間に係る使用料について適用する。

提 案 理 由

行政財産の使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第58号

山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 山形県事務処理の特例に関する条例(平成11年12月県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第15項事務の欄第1号から第4号まで及び第6号から第9号までの規定中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同欄第12号中「第5項第3号」を「第6項第3号」に、「、第68条の7第5項」を「並びに第68条の7第5項」に、「の規定に」を「並びに第87条の3第3項、第5項及び第6項の規定に」に改める。

(山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成30年12月県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表の改正規定中「第13項から第19項まで」を「第16項から第19項まで」に、「同表第12項」を「同表第15項市町村の欄中「村山市」を「村山市、天童市」に改め、同項を同表第18項とし、同表中第14項を第17項とし、第13項を第16項とし、同表第12項」に改める。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則に次の1項を加える。

3 この条例の施行の日前に農地法(昭和27年法律第229号)の規定により知事がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に同法の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、同日以後において改正後の第2条第1項の規定により天童市の長が執行することとなる事務(同項の表第18項に掲げるものに限る。)に係るものは、同日以後においては、天童市の長がした処分その他の行為又は天童市の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則

この条例中第1条の規定は規則で定める日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

提 案 理 由

条例による事務処理の特例として市町村が処理することとする事務の範囲を拡大する等のため提案するものである。

議第59号

山形県志津野営場条例の一部を改正する条例の制定について

山形県志津野営場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県志津野営場条例の一部を改正する条例

山形県志津野営場条例（平成13年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。
別表中「1,000円」を「1,040円」に、「500円」を「520円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県志津野営場の使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第60号

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第23条第4項及び第28条第3項中「大学」を「大学（短期大学を除く。）」に改める。

第30条第1号中「者」を「者（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改める。

第36条第2項第1号中「者」を「者（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改め、同項第5号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状のうち」、「となる資格」を「の免許状」に改め、同項第6号イ中「者」を「者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改める。

第39条第4項中「大学」を「大学（短期大学を除く。）」に改める。

第41条第1号中「者」を「者（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改め、同条第4号中「大学」を「大学（短期大学を除く。次号において同じ。）」に改め、同条第9号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法第4条に規定する免許状のうち幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第45条第10項中「大学」を「大学（短期大学を除く。）」に改める。

第58条第3項及び第62条第4項中「において、心理学を」を「（短期大学を除く。以下この項において同じ。）において、心理学を」に改める。

第64条第3号中「者」を「者（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改め、同条第4号中「学校教育法に基づく大学」を「学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）」に改め、同条第8号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法第4条に規定する免許状のうち」、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提 案 理 由

児童指導員の資格要件に幼稚園の教諭の免許状を有する者に係るものを追加する等のため提案するものである。

議第61号

山形県青少年健全育成条例の一部を改正する条例の制定について

山形県青少年健全育成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号の次に次の1号を加える。

- (1)の2 児童ポルノ等 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。

第3条の2第2項中「すべて」を「幼児期からの道徳教育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培ううえで重要なものであることを踏まえ、全て」に改め、同条に次の2項を加える。

5 青少年の健全な育成は、全ての県民が、青少年に対し、児童ポルノ等の提供を求める行為その他の青少年の健全な育成を阻害する行為が行われることがあつてはならないという規範意識を持つことによつて行われなければならない。

6 青少年の健全な育成は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境が、インターネットの利用による青少年の身体的又は精神的な被害を防止するために必要であるとの認識の下に、行われなければならない。

第6条の4中「自ら」を「自らを律して」に改める。

第11条の4第1項中「第7条第1項各号のいずれかに該当する」を「青少年有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。）」に改め、同条第2項中「いう」を「いう。次項において同じ」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第6項に規定するインターネット接続役務提供事業者をいう。）及びインターネットと接続する機能を有する機器の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たつては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他の必要な情報を提供するように努めなければならない。

第11条の4の次に次の1条を加える。

（携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置）

第11条の5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、青少年インターネット環境整備法第14条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条各号に掲げる事項について説明するときは、併せて、規則で定める事項について説明するとともに、これらの事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を提供しなければならない。

2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。）を利用しない旨の申出をする場合にあつては携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。）に対し、青少年インターネット環境整備法第16

条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。）を講ずることを希望しない旨の申出をする場合にあっては携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、規則で定める正当な理由その他の事項を記載した書面又は当該事項を記録した電磁的記録（以下「書面等」という。）を提出しなければならない。

- 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定により書面等の提出を受けた場合は、当該書面等の提出を受けて締結した役務提供契約（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提供契約をいう。）が終了する日又は当該役務提供契約に係る携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。）を使用する青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面等又は前項の書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。
- 4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、第1項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 5 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前項の規定による勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 6 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、第4項の勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

第13条の2を第13条の3とし、第13条の次に次の1条を加える。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第13条の2 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為

(2) 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為
第25条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業又は事業の場所

第27条第2項第2号中「第13条の2」を「第13条の3」に改め、同条第3項中「第15条」を「第13条の2又は第15条」に改め、同条第6項中「第13条の2」を「第13条の3」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提 案 理 由

青少年が携帯電話端末等により有害情報を閲覧することを防止する措置等を定めるとともに、青少年に対し当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為を禁止する等のため提案するものである。

議第62号

山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について

山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例
山形県男女共同参画センター条例（平成13年3月県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中

590円
240円

を

600円
250円

に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県男女共同参画センターの使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第63号

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例の制定
について

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定
する。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例
山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例（昭和48年3月県条例第19号）の一部を
次のように改正する。

別表中	円 19,000	を	円 19,500	に改める。
	11,300		11,600	
	58,800		60,600	
	8,750		8,950	
	75,100		77,600	
	8,750		8,950	
	49,200		50,700	
	8,750		8,950	
	860		870	

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

保健所及び衛生研究所の手数料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第64号

山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定
について

山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例（昭和24年5月県条例第29号）の一部を
次のように改正する。

別表保険診療以外の療養等の項中「1.08」を「1.1」に、「5,400円」を「5,500円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県立こども医療療育センター等の使用料及び手数料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第65号

山形県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

山形県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

山形県精神保健福祉センター条例（昭和47年3月県条例第19号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「860円」を「880円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県精神保健福祉センターの手数料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第66号

山形県身体障がい者保養所条例の一部を改正する条例の制定について

山形県身体障がい者保養所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県身体障がい者保養所条例の一部を改正する条例

山形県身体障がい者保養所条例（昭和52年12月県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中

2,880円	3,660円	3,660円	2,980円
900円	1,030円	1,030円	630円
30畳以上の室 4,760円			
30畳未満の室 3,160円			

を

2,930円	3,720円	3,720円	3,030円
910円	1,040円	1,040円	640円
30畳以上の室 4,840円			
30畳未満の室 3,210円			

に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県身体障がい者保養所東紅苑の使用料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第67号

山形県福祉休養ホーム条例の一部を改正する条例の制定について

山形県福祉休養ホーム条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県福祉休養ホーム条例の一部を改正する条例

山形県福祉休養ホーム条例（昭和54年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表中

2,880円	3,660円	3,660円	2,980円
900円	1,030円	1,030円	630円
30畳以上の室 4,760円 30畳未満の室 3,160円			

を

2,930円	3,720円	3,720円	3,030円
910円	1,040円	1,040円	640円
30畳以上の室 4,840円 30畳未満の室 3,210円			

に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県福祉休養ホーム寿海荘の使用料の額の適正化を図るため提案するものである。